

桜井市  
子どもの読書活動推進計画

令和5年4月  
桜井市教育委員会

## はじめに

子どもにとっての読書は、言葉を学んだり、想像力を高めたりする原動力となり、豊かな生活体験を与えてくれます。また、読書から知り得た世界は、創造性や生きる力の基本となります。そしてそれらは、子どもの豊かな心を育み、健やかな成長を促すための起因となり、極めて重要な役割を果たします。そのためには、乳幼児期から読書に親しむ環境づくりを推進していくことが大切です。

しかし、情報メディアの発達・普及により、スマートフォン・パソコン・タブレットなどが子どもたちの中でも身近な存在になり、様々な情報が容易に入手できるようになりました。そのため子どもの興味・関心は多様化され、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、子どもたちを取り巻く生活環境は大きく変化し「読書離れ」「活字離れ」の傾向が指摘されています。

また、2015年に国連において2030年までに世界が達成すべき17の目標（持続可能な開発目標：SDGs）が定められ、各分野で取り組みがおこなわれています。貧困や格差の解消、教育や保健の充実、平和で公正な社会の推進など、SDGsの取り組むべき課題は、子どもにとっても大切なテーマです。読書の習慣を身に付けて知識とスキルを習得することは、豊かで活力ある未来を創るために重要な役割を担っていると考えます。

これまでも本市では、保育所（園）・幼稚園から小・中学校まで読み聞かせや一斉読書など発達段階に応じた読書活動を継続しておこなってきました。今後は、これまで取り組んできた成果と課題を明確にし、「桜井市子どもの読書活動推進計画」に基づき、未来を担うすべての子どもたちが読書する楽しみ、喜びを実感し、自主的に読書をおこなうことができるよう、家庭、地域、図書館、学校などが連携・協力を図りながら積極的に子どもの読書活動の取組を継続・発展させていくことが必要であると考えています。

令和5年4月

桜井市教育委員会

# 目 次

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 第1章 子ども読書活動推進計画策定の趣旨…………… | 1  |
| 1 子どもの読書活動の意義             |    |
| 2 計画の位置付け                 |    |
| 3 計画のめざすもの                |    |
| 4 計画の期間                   |    |
| 5 計画の推進体制                 |    |
| 6 計画のめざすもの                |    |
| 第2章 桜井市の子どもの読書の状況……………    | 3  |
| 1 乳幼児、就学前児                |    |
| 2 保育所(園)・幼稚園              |    |
| 3 小学校・中学校                 |    |
| 4 市立図書館                   |    |
| 5 ボランティア                  |    |
| 第3章 子どもの読書活動推進のための方策…………… | 5  |
| 1 家庭における読書活動の推進           |    |
| 2 保育所(園)・幼稚園における読書活動の推進   |    |
| 3 小学校・中学校における読書活動の推進      |    |
| 4 市立図書館における読書活動の推進        |    |
| 第4章 推進体制の整備と広報・啓発の推進…………… | 10 |
| 1 関係機関などの連携               |    |
| 2 ボランティア・民間団体との協働         |    |
| 3 広報・啓発の推進                |    |
| 第5章 おわりに ……………            | 12 |

# 第1章 計画策定の背景

## 1 子どもの読書活動の意義

子どもたちは、読書活動を通して言葉を学び、豊かな想像力や多くの知恵を身に付けていきます。また、物語の登場人物に同化してその人間の悲しみ、苦しみ、喜びを共にしていく体験は、人生をより豊かにし、生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。すべての子どもたちが、「いつでも」「どこでも」「だれでも」読書を楽しむことができるよう社会全体で環境を整え、その推進を図っていくことが重要です。

## 2 計画の対象

0歳から中学校3年生までの子どもとその保護者、子どもの読書活動に関わるすべての市民、地域、保育所（園）、幼稚園、学校、行政、関係機関などを対象とします。

## 3 計画の位置付け

子どもの読書活動を社会全体で支援するために、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が制定されました。これに基づいて、国では平成14年に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が、県では平成15年に「奈良県子ども読書活動推進計画」が策定されました。それ以降、平成17年に「文字・活字文化振興法」の施行、平成18年に「教育基本法」「図書館法」の改正に伴い様々な関連法が整備されました。平成30年には「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」（第4次）が策定され、子どもの読書活動推進に関する基本方針と具体的方針が明らかにされました。さらに、令和元年に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」が施行され、障がいの有無にかかわらずすべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられる社会をめざしています。

本市では、これら関連法、国や県の基本計画等を踏まえ、子どもの豊かな心をはぐくむ読書活動を推進していくために、「桜井市子どもの読書活動推進計画」を策定します。

## 4 計画の期間

この計画の期間は、令和5年度から概ね5年間とします。ただし、社会情勢の変化や計画の進捗状況などにより、見直しが必要となった場合には、適宜計画の見直しを行います。

## 5 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、構成事業を各課個別に推し進めるとともに、家庭、地域、保育所（園）、幼稚園、学校及び関係機関などと連携して取組を進め、効果的で持続的な読書活動を推進します。

## 6 計画のめざすもの

### (1) 子どもの自主的な読書活動の推進

子どもが自ら進んで読書に親しみ、読書習慣を身に付けていけるよう、子どもの興味・関心を尊重しながら自主的な読書活動を推進します。

### (2) 家庭・地域・図書館・保育所(園)・幼稚園・学校などの連携

関係機関・民間団体などが連携し、相互に協力して子どもの読書活動のための取組を推進します。

### (3) 子どもが読書に親しむ環境の整備・充実

読書体験を深めることができるような環境づくりに努めます。

### (4) 子どもの読書活動に関する理解と関心の普及

読書活動の意義や重要性について広く普及・啓発を図るよう努めます。



## 第2章 桜井市の子どもの読書の状況

子どもが小さいときから身近な場所で本にふれ、読書を楽しむことができ、自主的な読書活動ができるような環境づくりを推進するために、家庭や地域・学校などそれぞれが計画的に取り組んできました。

### 1 乳幼児・就学前児

乳幼児期は、言語を獲得する重要な時期です。乳幼児の言語活動は、絵本や「わらべうた」、「おはなし」を聞くことから始まります。親や周りの大人とふれあい、自然とふれあい、言葉をかけてもらうことで言語能力は発達し、読書活動へつながっていきます。この時期は、愛情を存分に受けて心と言葉の土壌を育む時期です。

子育て支援センター「やまぼうし」や「つどいの広場」、「ドレミの広場」では、ボランティア団体の協力で、乳幼児と保護者が絵本や「わらべうた」を気兼ねなく楽しめる場となっています。図書館で行われる定例「おはなし会」は、乳幼児から就学前の子どもも楽しめるプログラムが工夫されています。

### 2 保育所(園)・幼稚園

市内すべての保育所(園)・幼稚園でおはなしの時間を日常的に設けており、継続した読書活動に取り組んでいます。

保育所(園)においては、保育所保育指針(平成29年厚生労働省告示第117号)に基づき、絵本の読み聞かせを行うなど乳幼児が絵本や物語に親しむ活動を行っています。団体貸出用の絵本を活用して家庭への貸出を行ったり、図書館見学を実施したりしているところもあります。

幼稚園においては、幼稚園教育要領(平成29年文部科学省告示第26号)に基づき、読書活動の推進を図っています。感じたことや経験したことを自分なりの言葉で表現する力の育成と、絵本や紙芝居の読み聞かせ等にふれることで、読書に親しむ基礎の育成を目指しています。年長組では、図書館見学を実施し、自分の図書利用券で本を選んで貸出手続を行う経験をします。

### 3 小学校・中学校

本市では、小学校入学から一貫して読書活動の充実を図ってきました。さらに、読書活動の内容についても吟味検討を加えたい段階にきており、読書時間の確保や読書量の増加だけではなく読書の質を上げていくことが求められています。

平成29年度・30年度公示の小・中学校学習指導要領においては、言語活動の確実な育成を図ることとし、言語に関する能力の育成に必要な読書活動を充実させるよう定めています。

小学校では、各教科等において記録、要約、説明、話し合い等の言語活動を充実させ、思考力、判断力、表現力を育てるとともに、読書に対する親しみを育てることを重要課題にしています。また、市立図書館見学を実施し、学校の図書室とは違った活用法を学びます。見学当日は、それぞれ自分の図書利用券で貸出手続も経験します。市立図書館とも連携し、団体貸出を行っています。

中学校では、読書活動を継続して行っています。各教科等においても記録、要約、批評、論述等の言語活動を充実させ、思考力、判断力、表現力等を育成するとともに、主体的かつ積極的な学習態度を養うことを重点課題にしています。平素から読書に親しみ、読書を生活や学習に生かす能力・態度を育てています。市立図書館とも連携し、団体貸出を行っています。職業体験活動で、図書館司書の仕事を経験する生徒もいます。

#### 4 市立図書館

市立図書館では、おはなし会や子ども向け講座・大人向け講座などで、子どもや保護者におすすめの本を紹介し、本を読む大切さや楽しさを伝えてきました。あわせて、保育所（園）・幼稚園・学校・地域・行政機関と連携して、より多くの子どもが本とかわかっているように努めてきました。また、子どもの読書意欲の向上を図り、図書館内に併設された郷土コーナーを活用することで、ふるさと教育の推進にも取り組んでいます。

小・中学校とは、団体貸出による協力、夏休み中の宿題応援、課題図書の特別貸出など、連携をとりあって行っています。子ども読書週間には増冊貸出を実施し、夏休みには図書館クイズラリー、春休みには一日図書館員を、全館事業として行っています。

#### 5 ボランティア

子どもの読書活動の推進は、市内のボランティア団体の活動にも支えられてきました。学校等において、図書室の整備や朗読会の活動などを行っていただいています。ボランティアの方たちは、活動を通して子どもたちを「おはなしの世界」に導いてくださっています。同時に、「おはなし」を語ることへの研鑽を積み、地域の多世代交流の場を創出する文化活動的な取組も続けています。



### 3章 子どもの読書活動推進のための方策

#### 1 家庭における読書活動の推進（乳幼児期を含めて）

##### （1）施策の方向性

子どもの読書習慣は、家庭の日常生活を通して育まれます。親子で読書した喜びや楽しさ、物事を知ることの感動は生涯にわたる読書習慣へつながり、多くの本との出会いに結び付いていきます。

特に乳幼児期は、言語を獲得する重要な時期ですので、親や周りの大人に言葉をかけてもらうことは、言語能力の発達にいい影響を与えます。この時期は、愛情を存分に受けて心と言葉の土壌を育む時期です。

家庭において子どもの読書習慣の基盤がつくられるよう、引き続き支援活動を充実します。また、保護者をはじめ、子どもにかかわる大人に対して読書の重要性についての理解を図り、家庭における読書活動がより一層確保できるように努めます。

##### （2）具体的な取り組み

###### ① 家庭における読み聞かせなどの読書活動の普及

○親子読書や読み聞かせの促進

○家族みんなで読書を楽しむ「家読（うちどく）」など家庭読書の推進

○毎月第3日曜日の「家庭の日」を利用した「親子で一緒に図書館に行こう」運動の普及

###### ② 地域との連携

○地域におけるボランティア団体など、子どもにかかわるあらゆる人々との連携による、子どもの読書活動の促進

○図書館などで開催されるおはなし会等の各種イベントへの参加の普及

###### ③ 読書環境の整備・充実

○子どもたちが身近なところで読書ができる環境整備の推進

○テレビやゲーム、スマートフォンを使わない時間を設けるなど、読書をしやすい環境整備に向けた啓発

###### ④ 乳幼児期の読書活動の推進

○子育て支援センター「やまぼうし」や「つどいの広場」、「ドレミの広場」での読書活動の推進

○親子読書や読み聞かせの普及啓発

#### 2 保育所（園）・幼稚園における読書活動の推進

##### （1）施策の方向性

幼稚園教育要領、保育所保育指針および幼保連携型認定こども園教育・保育要領では、「言葉」の領域に「絵本や物語などに親しみ、興味をもって聞き、想像をする楽しさ

を味わう」ことが求められています。保育所（園）・幼稚園において、指導計画の中に子どもたちが絵本などに親しむ活動を継続的に取り入れ、子どもたちの生活習慣や情操教育、学習指導ができるような活用をおこなっていきます。また、家庭における親子のふれあいの時間を確保し、引き続き、家庭・地域および市立図書館との連携を図りながら読書活動を推進していきます。

## (2) 具体的な取り組み

### ① 絵本や物語にふれる機会の提供

- 誕生会・おはなし会・日々の保育教育・延長保育などでの読み聞かせの実施
- 民間団体や市立図書館と連携したおはなし会の実施
- 市立図書館の利用推進と団体貸出の活用

### ② 保育士・教員の研修機会の提供

- 保育所・幼稚園の読書活動推進のための研修会（読み聞かせ講座など）の実施
- おはなしの時間（読み聞かせ）の実施
- 選定図書の購入

### ③ 保護者への啓発

- 保育所だよりなどを活用した園児におすすめの本の紹介
- 保護者会を通した家庭における読み聞かせの重要性の啓発

### ④ 図書貸出

- 絵本コーナーを活用した、在園児とその保護者への図書貸出の実施

### ⑤ 市立図書館などとの合同事業の開催

- 読書啓発事業の実施（絵の本ひろばの開催など）

### ⑥ 読書環境の整備・充実

- 幼児が日常的に絵本にふれることのできる環境づくり
- 市立図書館との連携による発達段階に応じた図書の選定および購入
- 絵本コーナーなどの読書スペースの確保

## 3 小学校・中学校における読書活動の推進

### (1) 施策の方向性

教育基本法の理念を受け学校教育法においては、義務教育としておこなわれる普通教育の目標の一つとして、「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」（第21条第5号）と規定されています。平成26年6月「学校図書館法」の改正では、学校司書が法制化され、研修などの実施について規定されました。また、子どもたちの読解力向上が課題とされる中、平成29年3月の学習指導要領改訂において、「学校図書館の利活用を図り、児童生徒の主体的・対話的な学びの実現に向けた授業改善に生かすとともに、児童生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること」また、「地域の図書館の活用を図り、資料を活用した情報収

集や鑑賞等の学習活動を充実すること」が規定されました。

そのような中で学校図書館は、自由な読書場として想像力や思考力を育て豊かな心を育む「読書センター」の機能、授業に役立つ資料を備え学習支援を行う「学習センター」の機能、確かな知識を得ようとする姿勢を培い主体的に読み解く力や創造的表現力を育てる「情報センター」としての機能という3つの大切な役割を果たしていかなければなりません。そして、小学生時代に形成された読書習慣が中学生、高校生を経て大人へとより豊かに継続していくことを踏まえた長期的な展望をもつことが大切です。

また、学校教育の中に一人一台端末が整備される「GIGA スクール構想」の実現や、近年注目されているSDGsの達成に向けた取り組みなど、変化する社会の中で求められる学校図書館の役割についても新たに考えていかなければなりません。一方で教職員には、読むことの楽しさを積み重ね、個に応じた知的好奇心を高める指導が求められます。また、問題意識を触発・伸長して、必要な情報を幅広く収集し・吟味・判断・発信する力（情報リテラシー）を身に付ける指導のあり方も必要不可欠です。

教育基本法・学校教育法・学校図書館法・学習指導要領を踏まえ、すべての教科において読書活動の推進を図ることが必要です。

## (2) 具体的な取り組み

### ① 教職員の研修機会の提供

○子どもの読書活動に関する研修（情報提供・学習会など）の実施

### ② 教育課程への読書活動の位置付け

○読書指導の年間計画作成

○資料の展示や授業内容に合わせた学校独自のブックリスト作成

○情報活用能力の育成に関する学習の計画的導入

### ③ SDGs（持続可能な開発目標）の普及

○学校におけるSDGsに関する学習の推進と取組などへの支援

### ④ 読書時間の確保

○全校一斉読書や読み聞かせなどの実施

○朝の読書・帰りの読書などの継続的な取り組みの実施

○ビブリオバトル・ペア読書・ブックトーク、友人同士で本を薦め合うなど、読書への関心を高める取り組み

### ⑤ 図書委員会活動の活性化

○日常的な活動（学校図書館の環境整備・本の紹介など）の充実

○図書集会の実施

○文化祭などでの展示や発表

### ⑥ 保護者や地域との連携

○おはなし会（読み聞かせ・ストーリーテリングなど）や朗読会などの開催

○家読・親子読書の実施

#### ⑦ 読書環境の整備・充実

- 各学校の教育課程に応じた図書館資料の構築
- 多様な学習に対応するための図書以外の資料の収集と整備
- 図書室がその機能を発揮するための、読書や学習に対応できる十分なスペースの確保や必要な備品の整備
- 司書教諭や図書主任が、その専門性を生かし職務を遂行するための協力体制の推進
- 学校独自の推薦図書や必読図書の選定
- 各種たより(図書だより・学校だよりなど)の活用

### 4 市立図書館における読書活動の推進

#### (1) 施策の方向性

子どもたちが、読書に親しみ本の世界を楽しむことができるよう、子どもと本を結ぶさまざまな事業をさらに充実し、年齢に応じた子どもへのより細やかな読書支援をおこないます。また、子どもにかかわる大人に対し、子どもの読書に対する理解を深め、多くの大人が子どもの読書の良き支援者・協力者となるよう今後も引き続きサービスを展開していきます。

#### (2) 具体的な取り組み

##### ① 乳児向けサービス

- 絵本の魅力や読み聞かせについての講座の実施
- 乳児健診などに出向いてのおはなし会の実施

##### ② 幼児向けサービス

- おはなし会の充実、絵の本ひろばの開催
- 「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」行事の充実
- 「読書週間」行事の充実
- 保育所・幼稚園・認定こども園などの園児来館時のおはなし会と団体貸出の実施
- 図書館で開催するイベントのちらし配布の継続・おすすめの本の紹介・本を読むことの大切さなどを伝えるおたよりの配布

##### ③ 小学生向けサービス

- おはなし会の充実、絵の本ひろばの開催
- 「子ども読書の日」や「こども読書週間」行事の充実
- 「読書週間」行事の充実
- 子ども向け講座(工作・実験など)の充実
- クラスや学年での来館時のおはなし会の充実
- 学習活動の支援、調べる学習コンクールの開催
- 社会科見学などによる図書館・郷土コーナーの案内と概要説明の実施

- 小学生向けふるさと教育の支援
- ④ 中学生・高校生向けサービス
  - YA(ヤングアダルト)コーナーの充実
  - 学習支援のためのパスファインダー(資料・情報を収集するにあたって、図書館で提供できる資料を主体に関連資料・情報の紹介をすること)の作成
  - 職場体験・インターンシップの受入
  - 中学生・高校生向けふるさと教育の支援
  - 高校との共催による高校生向けの様々な支援活動の実施
- ⑤ 子どもにかかわる大人向けサービス
  - 児童館や放課後児童クラブへの支援・協カイベント案内・児童館購入本についての団体貸出など
  - 保護者や子どもにかかわる大人を対象とした、子どもの本に対する理解を深めることを目的とした講座の実施
  - 団体での利用者登録の推進
- ⑥ 読書バリアフリー法に基づいた読書環境の整備とサービス
  - 読書バリアフリー法に基づいた資料の収集
  - 読書補助具・機器の整備
- ⑦ SDGs(持続可能な開発目標)の普及
  - SDGsをはじめ、現代的課題に関する資料の収集
  - SDGsに関する本の展示
  - SDGsに関する事業の実施
- ⑧ 子どもの読書活動にかかわる人材の育成
  - 市立図書館職員のスキルアップ研修の実施
- ⑨ 読書環境の整備・充実
  - 子どもが安心して来館できる図書館環境の整備
  - 地域における読書環境整備の支援
  - 読書離れが著しい中学生・高校生を対象とした図書の充実
  - 学習活動支援のための参考資料や地域資料の充実
  - 0歳から楽しめる乳幼児図書の充実
  - 外国語図書の充実
  - 英語教育サポート講座の実施(英語多読サークルの構築や英会話講座の継続等)
  - 子どもの読書相談やレファレンス体制の確立
  - キッズコーナーの活用(読書や調べ学習などに利用)
  - 郷土コーナーの活用(ふるさと教育の支援)
  - 電子図書館の利用についての検討



## 第4章 推進体制の整備と広報・啓発の推進

### 1 関係機関などの連携

#### (1) 行政機関との連携

市は、教育・保健福祉をはじめとする各部局の連携を図りながら、子どもの読書活動推進に積極的に取り組むとともに、各家庭・地域・学校の活動推進に関する取り組みを促し支援します。また、本計画を実効性のあるものにするため、関係機関の相互の連携を深め、子どもの読書活動推進に関する情報の交換に努めます。中でも本計画推進に大きな役割が期待される市立図書館や学校にあっては、専門的な職員の配置や図書資料の整備が重要であり、そのために市立図書館と学校との緊密な連携を図っていきます。

#### (2) 市立図書館と各種団体の連携・協力

市立図書館は、児童生徒への学習支援として、学校図書館へ授業などで必要とする資料の貸出やレファレンスサービス（調べ物をサポートするサービス）などをおこないます。また、図書館の見学や職場体験活動を希望する児童生徒を積極的に受け入れ、それまで培われてきた読書活動をより活発にするようお互いの連携を図ります。

地域での子どもの読書活動を推進していくために、子どもにかかわるすべての部署や団体と連携を図り、子どもたちが本と出会うためのさまざまな取り組みを支援します。

### 2 ボランティア・民間団体との協働

市立図書館のおはなしボランティアは、定期的におこなっているおはなし会のほか、春のおはなし会スペシャル・クリスマス会・おはなし会出前サービスに協力をいただいています。

多くの図書館行事を実施するうえで、図書館ボランティアの力はなくてはならないものです。この計画をさらに推進するために、ボランティア・民間団体とのより一層の協働を図ります。

### 3 広報・啓発の推進

子どもの読書活動を広く推進していくためには、地域住民にこの意義を周知していく必要があります。そのためには組織や団体と協力し、さまざまな形態を通して多くの人が読書の大切さを知る機会を増やすことができるように努めます。

#### (1) 「子ども読書の日」などにおける広報啓発の推進

ポスターやリーフレットなどにより「子ども読書の日」の周知を図るとともに、市立図書館や学校などで「子ども読書の日」や「こどもの読書週間」を中心に、読書活動を取り入れた授業や、子どもが参加できる行事を開催し啓発に努めます。

## (2) 各種の情報の収集と提供

- ① 小学生から高校生までの図書委員や学校司書、ボランティアなどと連携し、本の紹介・読書感想文・図書館行事などの情報ちらしの作成をおこないます。
- ② 市広報誌や図書館通信、図書館ホームページ、SNS などを利用して、子どもの読書活動推進に関する情報を提供していきます。また、どの本を読んだらよいかわからない子どもや保護者の参考になるよう、子どもの年齢に応じたおすすめの本などのブックリストを作成し提供していきます。
- ③ 家庭における子どもの読書の必要性について保護者の理解を促すため、学校だよりや保育所での保護者への通信、各種団体の情報誌への掲載などを通して啓発していきます。また、地域住民・学校・行政・図書館が協働して、家庭内での読書の呼びかけや悪書追放運動などに取り組めます。

## 第5章 おわりに

子どもは、社会の未来を託す大切な存在です。昭和 26 年に制定された「児童憲章」の冒頭では、「児童は、人として尊ばれる。児童は、社会の一員として重んぜられる。児童は、よい環境の中で育てられる」と謳われています。

また、子どもは「人格、才能等を最大限まで発達させること」（平成 6 年「児童の権利に関する条約」）が保障されています。子どもは、どの世界にあっても未熟な存在として生まれ、周囲の人々の愛情と整った環境の中で成長していく権利を持っているのです。私たち大人は、こうした子どもの権利を尊重し、その実現に努めなければなりません。

桜井市は、子どもの健やかな成長のために「よい環境」でありたいと願っています。乳幼児期から大人になるまで、成長のために必要な心の栄養として言葉を育むことは、大人の義務でもあります。

子どもの読書活動を支えるためには、市民の皆様と行政が手をたずさえて、継続的に環境を整えていくこと、見守っていくことが不可欠です。

桜井市において長年培ってきた子どもの読書に関わる人の輪を広げ、本市に育つ子どもがそれぞれ心豊かな子ども時代を過ごせるよう、周囲の人との信頼感を築いて成長できるよう、子どもの読書活動推進に取り組んでいきます。

社会環境の変化が子どもに及ぼす影響を見極めながら、時代の変化に即応するものとして、市民の皆様とともに「桜井市子どもの読書活動推進計画」を実効性のあるものにしていきましょう。

本計画の基本方針について、改めて市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

